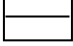



大田区私道整備助成工事

選定業者 各位

私道整備助成工事において守るべき基本的事項

<申請書提出時の注意>

- ① 申請書は施工者が提出すること。
- ② 埋設物調査では、寸法がわかる試験掘りの写真及びデータ図（色ぬり）を添付し、不鮮明な場合は助成の対象外とする。
- ③ 設計図には、平面図、標準横断面図、舗装面積計算表、数量総括表、案内図、必要ならば構造図を図示すること。また、図面には縮尺を明記すること。平面図はオフセット測量又は平板測量の測量結果から作成すること。設計図は道路の曲がり点、人孔、ます類の位置関係は図上で正確に表示すること。また、公道部分も図示すること。よって現況と異なる作図は設計図として認めない。
凡例（人孔：◎ L雨： L汚： 丸ます：○等）
- ④ 点の記図は申請者代表に提出済みとなっているか。もしくは未提出の場合は調査時まで提出できるのか報告すること。（点の記図を提出してから調査をするため。）
- ⑤ 選定業者申込み時に添付した誓約書に記載してある私道整備助成工事現場責任者の中から担当となる者を決めて報告すること。
- ⑥ 交付決定等、申請後の書類の受け渡しも施工者が行うこと。
- ⑦ 工事着手後の申請は助成の対象外である。

<調査時の注意>

- ① 申請者代表もしくは代理人（申請人）と工事現場責任者は必ず立ち会うこと。どちらか片方でも欠けた場合は中止する。
- ② 既設の汚水ます、雨水ますの取付管の破損状況を確認し報告すること。
- ③ 試験掘り（埋設物）の調査結果に対する地元処理を報告すること。（試験掘りの結果について、ガス、水道等の切廻しが必要な場合は、費用の負担を含め地元住民に説明してあるか。）
- ④ 公道の使用許可に関しては道路管理者、交通管理者との協議内容を報告すること。（道路使用許可証の正本を確認する。）
- ⑤ 現場の施工計画等について区担当者の質問に適切な回答が出来なければ中止する。

<工事着手後の注意>

- ① 工事看板は必ず設置し工事記録写真に添付すること。
- ② 施工中に設計変更の必要が生じた場合には、これが簡易な変更であっても直ちに工事を中止し、区の窓口にて報告し指示を受けること。事後報告については助成の対象外とする。
- ③ 施工中に切廻しの必要が生じた場合は、設計変更の場合と同様とする。そして工期、工事変更願いに図面を添付して提出すること。また、着手前、施工中、完了後の写真を撮影すること。請求書等の宛先は申請者代表とし、原本を提出すること。事後報告、写真なし、書類なしは助成の対象外とする。
- ④ 工事写真が不備又は不鮮明で確認出来ない場合、当該箇所は助成の対象外とする。

<しゅん工検査前の確認事項>

- ① 現場内の清掃、片付け、各種築造物のチェック等、仕上がり状態を確認し手直し等は全て検査前に完了させておくこと。また、本工事において排水設備を整備していない場合でも、人孔、ますの清掃等も行っておくこと。明らかに不備が認められる場合は検査を中止する。
 - * 舗装の路面勾配、仕上がり状態は良好か。
 - * 量水器等の高さは適正か。
 - * 人孔(仕上げが良好か、内部にアスコン、モルタル、ゴミ等落ちていないか。)
 - * 雨水ます(泥溜め清掃、目地切れ、仕上げが良好か等。)
 - * 汚水ます(インバート内モルタル付着、目地切れ、仕上げが良好か等。)
 - * L形側溝(勾配が適正か、水たまりがないか、目地切れ、仕上げが良好か等。)
- ② 境界に関して点の記図で地元関係者と確認済みか報告すること。
- ③ しゅん工出来高の測定結果を正確に検査図及び現地に記入しておくこと。